

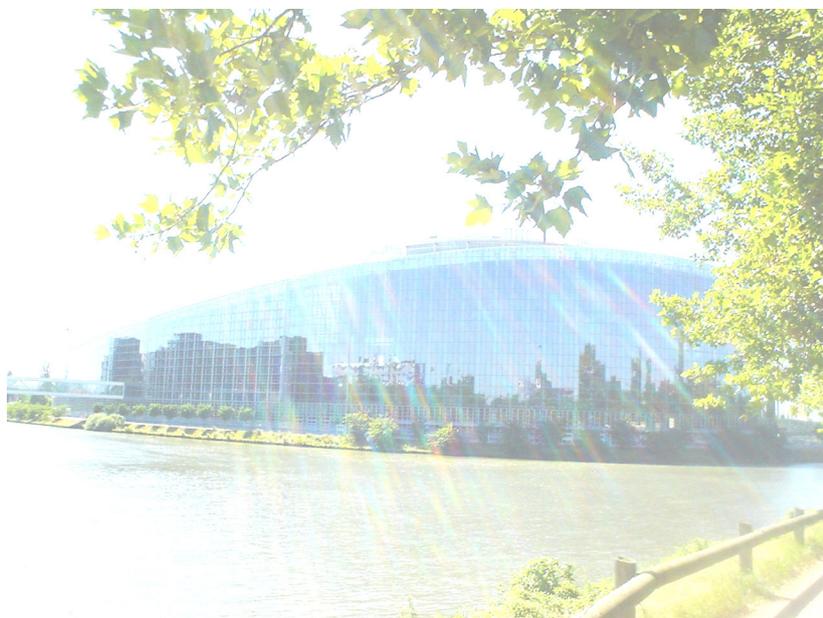
# 欧州経済新聞 別冊 2008年 1号

Europäische Wirtschaftszeitung



翻訳許諾：欧州委員会  
編集発行：欧州経済新聞社

<http://www.oushu.net/>



## 〔特集〕

### 欧州近隣政策

### 2007年総括

#### 〔東欧〕

- ▶ ウクライナ
- ▶ モルドヴァ共和国

#### 〔カフカス〕

- ▶ グルジア
- ▶ アルメニア共和国
- ▶ アゼルバイジャン共和国

#### 〔地中海〕

- ▶ モロッコ王国
- ▶ チュニジア共和国
- ▶ エジプト・アラブ共和国
- ▶ イスラエル国
- ▶ レバノン共和国
- ▶ ヨルダン・ハシミテ王国
- ▶ パレスティナ自治区

First published in German,  
„EU vertieft Beziehungen zu ihren Nachbarn und unterstützt deren Reformstrebungen“,  
<http://europa.eu/rapid/>,  
© European Communities, 1995-2008.  
Japanese translation: © Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.  
Responsibility for the translation lies entirely with  
Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH.  
原文ドイツ語、  
„EU vertieft Beziehungen zu ihren Nachbarn und unterstützt deren Reformstrebungen“,  
<http://europa.eu/rapid/>,  
© European Communities, 1995-2008.  
和訳：© Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.  
すべての翻訳文責は欧州経済新聞社にあります。

First published in French,  
“Politique Européenne de Voisinage — MAROC” and “Politique Européenne de Voisinage — TUNISIE”  
<http://europa.eu/rapid/>,  
© European Communities, 1995-2008.  
Japanese translation: © Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.  
Responsibility for the translation lies entirely with  
Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH.  
原文フランス語、  
“Politique Européenne de Voisinage — MAROC” および “Politique Européenne de Voisinage — TUNISIE”,  
<http://europa.eu/rapid/>,  
© European Communities, 1995-2008.  
和訳：© Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.  
すべての翻訳文責は欧州経済新聞社にあります。

First published in English,  
“European Neighbourhood Policy — UKRAINE”, “European Neighbourhood Policy — MOLDOVA”, “European Neighbourhood Policy — ARMENIA”, “European Neighbourhood Policy — AYERBAIJAN”, “European Neighbourhood Policy — GEORGIA”, “European Neighbourhood Policy — EGYPT”, “European Neighbourhood Policy — ISRAEL”, “European Neighbourhood Policy — LEBANON”, “European Neighbourhood Policy — JORDAN” and “European Neighbourhood Policy — THE OCCUPIED PALESTINIAN TERRITORY”,  
<http://europa.eu/rapid/>,  
© European Communities, 1995-2008.  
Japanese translation: © Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.  
Responsibility for the translation lies entirely with  
Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH.  
原文英語、  
First published in English,  
“European Neighbourhood Policy — UKRAINE”, “European Neighbourhood Policy — MOLDOVA”, “European Neighbourhood Policy — ARMENIA”, “European Neighbourhood Policy — AYERBAIJAN”, “European Neighbourhood Policy — GEORGIA”, “European Neighbourhood Policy — EGYPT”, “European Neighbourhood Policy — ISRAEL”, “European Neighbourhood Policy — LEBANON”, “European Neighbourhood Policy — JORDAN” および “European Neighbourhood Policy — THE OCCUPIED PALESTINIAN TERRITORY”,  
<http://europa.eu/rapid/>,  
© European Communities, 1995-2008.  
和訳：© Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.  
すべての翻訳文責は欧州経済新聞社にあります。

© 2008 Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH.

All rights reserved.

Printed and published in Germany.

無断複製・無断転載等を禁じます。

## 《警告》

本紙は、欧州連合の各機関の特別な許諾を得て欧州経済新聞社が作成した著作物であり、その著作権は、国際条約および関係各国の著作権法令により保護されています。本紙の記事の無断複製・無断転載等は、欧州経済新聞社に対する著作権侵害となるのみならず、該当する欧州連合各機関に対する著作権侵害ともなりますので、固くお断りいたします。

## 《免責》

本紙の作成にあたっては、細心の注意のもとに翻訳・執筆・編集を行っておりますが、情報の利用は自己責任で行っていただきますよう宜しくお願いします。本紙の情報を利用したことに起因するいかなる損害についても、欧州経済新聞社その他の関係者は一切の責任を負いません。

# 欧州近隣政策について

編集長 中村匡志

本号は、2008年4月3日に公表された一連のEUの公式発表をまとめて翻訳したものである。これは、いわゆる「欧州近隣政策」に関するものであり、これを通読することにより、EUの外交政策において重要な位置づけを占める「欧州近隣政策」の現状における全貌を手際よく把握することができるだろう。この意味で、きわめて便利な情報源としてぜひ活用されたい。

もっとも、EU域内でビジネスを展開する企業すべてに関わる話ではないという趣旨で「別冊」という形式での公刊としたが、これは、決して通常の法令情報よりも重要度が劣るという意味ではない。例えば、国際関係の分析という問題関心からEUの政策の展開に興味・関心を有する方々にとっては、通常の法令情報よりもむしろ重要度の高い情報であるといえるだろう。

また、EU域外へのビジネスの展開を検討している企業にとっても、必須の情報が満載といえる。EUからどの国にどの程度の資金が流入しており、各国において現在どのような改革が進められているかに関する具体的な概観を得ることができる。ことに、欧州近隣政策の対象となっている黒海沿岸・地中海沿岸諸国については、日本語の情報自体が稀少であり、この意味で本号は貴重な情報源となるものと思われる。実は、これらの国々には経済的にきわめて好調である国が少なくない。また、EUのエネルギー政策にこれらの諸国がどのような形で組み込まれていくかという点は、経済的のみならず安全保障上もきわめて興味深い情報であるといえる。

以下では、本文の貴重な情報が十分に理解できるよう、「欧州近隣政策」展開の背景について簡単に説明しておくことにする。

## EUの周辺諸国政策のバリエーション

「欧州近隣政策」はEUの周辺諸国政策の一種であるが、EUの周辺諸国政策という点と、まずいわゆる「拡大政策」が頭に浮か

ぶ。すなわち、EUには「平和共同体」という側面があり、EUそのものが周辺諸国に拡大していくことにより、周辺諸国との紛争を防止するという政策である。

例えば、中東欧・バルカンの地域は民族構成のきわめて複雑な地域であり、旧ソ連の弱体化とその帰結である中東欧の民主化革命によってこの地域からいわゆる「パークス・ソヴィエティカ」が失われたことから、かつての「弾薬庫」の再来となることが危惧されていた。しかし、EUの「拡大政策」のお蔭でこの地域の不安定化はかなりの程度抑制され、実際に戦争を防止することができた（逆に、この政策が機能しなかった西バルカンでは実際に戦争が勃発した）。そして、かかる「拡大政策」の最終的帰結として、中東欧・バルカン10か国は（地中海2か国とともに）2005年および2007年にEUに加盟を果たしたわけである。これにより、当該地域の平和は確定的に保障されることになった。

しかし、EUに加盟するとなぜ平和が保障されるのか。以下、この点について敷衍しよう。

伝統的な国際法によれば、独立国と独立国の関係は平等であって、しかもそれぞれが至高の存在とされているから（これを「主権平等の原則」という）、その間に紛争が生じた場合には、原則として自力救済（いわゆる「復讐」）により解決することになる<sup>註1)</sup>。したがって、そもそも、当事国同士が一定のテーマについて話し合いを行うかどうかすら当事国の裁量によるのであって、交渉のテーブルにつく義務すらないというのが国際法の原則である。

ところが、EUに加盟すると、状況は一変

註1) 国連の紛争解決機関として国際司法裁判所が存在するが、その管轄は任意であるから、当事国の付託がなければ裁判管轄を有しない。また、国連安保理を中心とした制度は自力救済行為のうち武力行使を中心に一定の歯止めをかけることを予定しているが、諸々の事情により当初予定された機能を十分に発揮しえていない。

する。例えば、通商その他の加盟国間の諸問題については、欧州理事会や閣僚理事会のテーブルにおいて討議されることとなっており、ここで議長国が俎上に上せた案件については義務として話し合わなければならない。しかも、そこで話し合われる案件について全会一致の決議が不能な場合には、無理矢理決定せずそのまま案件を放置しておくという政治的決定もできるし、あるいは（閣僚理事会であれば）多数決によって一定の政治的決着をつけるということも可能である（この決定に不満があれば脱退することも可能であるが、いまだかつてEUを脱退した加盟国は一つとして存在しない）。

また、もし加盟国が他の加盟国の国民や企業を差別すれば、それは欧州委員会や欧州司法裁判所による厳しい譴責の対象となり、最終的には強制金などの手段をもって是正が迫られることになる（このメカニズムが機能していない場合には加盟国が他の加盟国を直接訴えることも可能であるが、現状ではそこまでいくことはまずない）。このような法的メカニズムが完備されているため、EUにおいては、加盟国が他の加盟国に対して、殊更に国際法的な復讐手段を用いて自国民の利益を保護しなければならない状況はほとんど存在しえない。

このように、EUにおいては事前・事後の利益調整メカニズムが法的に制度化されているため、少なくともEUの管轄範囲内の事項については、「加盟国間の紛争の火種が生じ、それが増幅されてやがては武力紛争に至る」ということは考えにくい。これこそが、EUの有する「平和共同体」という側面である。

もっとも、「拡大政策」のプロセスに乗せれば平和が保障されることが確実だとしても、平和を保障するためには必ず「拡大政策」のプロセスに乗せなければならないとすると、EUとしては都合が悪い。周辺諸国が必ずしもEUに加盟したいと考えるとは限らないし、EUとしてもその国を加盟させたいと考えるとは限らないからである。

したがって、EUが現在周辺諸国に対して展開している外交政策は、「EU拡大」のほかに、いくつかのバリエーションがある。

第一に、「安定連携プロセス」と呼ばれる外交政策がある。これは、いわばEU拡大の前段階にあたるものいえ、基本的には将来のEU加盟を見越して展開されるものである。

現在、西バルカン諸国がその対象となっているが、このうち、クロアチアとマケドニアについては実際に加盟申請が受理され、「加盟候補国」に昇格している。

第二に、本号で扱う「欧州近隣政策」がある。これは、何らかの形でEUへの接近を予定しているが、必ずしもEU拡大の対象とする必要はないという点に特長がある。したがって、黒海沿岸諸国のように将来的にEU拡大の対象となりうる諸国と、地中海沿岸諸国のように（少なくとも現時点では）将来的にEU拡大の対象となりえない諸国の双方に対して展開できるという利点がある。

第三に、「欧露共同圏」がある。これは、文字通りロシアに対する関係である。「欧州近隣政策」は、EUがさまざまな支援を提供する見返りとして、対象国は何らかの接近（とくに、経済法令を中心とするアキ・コミュノテールへの接近や、自由主義・民主主義・人権尊重・法治国家というEUの価値への接近）を要求するという構図であるため、当初ロシアはこの関係を好まず、結果として「欧露共同圏」という特別な関係が構築された。

以上をまとめると、「安定連携プロセス」は西バルカン諸国が対象、「欧州近隣政策」は黒海沿岸諸国・地中海沿岸諸国が対象、「欧露共同圏」はロシアが対象ということであり、本号で扱うのは、このうち、黒海沿岸諸国・地中海沿岸諸国を対象とする「欧州近隣政策」である。

以下では、黒海沿岸諸国と地中海沿岸諸国のそれぞれについて、「欧州近隣政策」の背景について簡単に説明することにする。

## 黒海沿岸地域（東欧・カフカス）

2007年元日のルーマニア・ブルガリアの加盟により、遂に黒海の海岸線も、EUの版図に属することとなった。現在黒海を囲んでいるのは、西がEU、南がトルコ、北がウクライナ、東がカフカスである。このうち、「カフカス」（コーカサスともいう）というのは地域名であり、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、ロシアの4か国に分かれる。また、黒海の海岸線は領有しないものの、EUとウクライナに挟まれた黒海沿岸国としてモルドヴァがある。黒海と黒海沿岸は、安全保障と経済の観点から、EUにとってきわめて重要な地域であり、この地域の安定に対

してEUは直接の利益を有する。

このうち、南岸のトルコについては既に加盟候補国として「拡大政策」に取り込まれており、また、ロシアについては「欧露共同圏」の対象国であるため、「欧州近隣政策」の対象となるのは、ウクライナおよびモルドヴァと、ロシアを除くカフカス諸国である。

ウクライナについては、2004年のオレンジ革命以後、EU加盟を標榜する政策を展開しているが、国内では親露派の勢力も根強く、一時期親露派に首相の座が渡るなど、政情はやや安定性を欠く側面がある。また、モルドヴァも民族的・政治的状況はやや複雑であり、とくに、ロシアの利害も関与する沿ドニエストル（トランスニストリア）紛争を抱えていることは重要である。

カフカス地域は、国際法上はアルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、ロシアの4か国の領土に分かれているものの、この地域は民族構成が複雑なことから世界でも有数の地域であり（実際、各国の領土内に多数の自治国や自治州が形成されている）、しかも、豊かな天然資源を産する地域でもあるため、紛争の火種が絶えない地域である。とくに、アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ自治州、ロシア領内のチェチェン共和国、グルジア領内のアブハジア共和国をめぐるは実際に紛争が起きている。

このように、黒海沿岸地域は安全保障上きわめて不安定な地域といえるが、他方、概して経済成長の好調な地域でもあり、また、エネルギー安全保障の観点も相俟って、EUとしては、さまざまな観点から関係強化のメリットを感じている模様である。この関係強化の具体的な形態については、本文を参照されたい。

## 地中海沿岸地域（北アフリカ・近東）

2005年のEU拡大ではマルタとキプロスがEUに加盟し、地中海におけるEUの版図はさらに拡大した。とくに、キプロス加盟により、近東諸国がEUの領土の直接の対岸として向かい合う「隣国」となり、さらに安全保障上の関心は高まったといえる。

現在、地中海沿岸を囲んでいるのは、北岸がEUとトルコ、南岸が北アフリカ諸国（モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト）、東岸が近東諸国（シリア、レバノン、イスラエル、パレスティナ）であ

る。このうち、トルコについては、既に「拡大政策」に組み込まれているため、北アフリカ諸国と近東諸国が「欧州近隣政策」の対象となっている。

北アフリカ諸国のうち、かつて欧米から「テロ国家」と目されていたリビアは対象外であり、また、アルジェリアとは連携協定が締結されているものの、行動計画が採択されていない。また、近東諸国については、「テロ支援国家」とされるシリアについては停止されている。他方、海岸線を持たないヨルダンも「欧州近隣政策」に組み込まれている。結局、地中海沿岸地域のうち今回の報告の対象となったのは、モロッコ、チュニジア、エジプト、レバノン、イスラエル、パレスティナである。

北アフリカ地域に対するEUの関心は、出入国管理の問題に関する関心のほか、産油国・中継国としてのエネルギー安全保障上の関心、観光地としての関心等が挙げられる。

近東地域については、パレスティナ問題やレバノン問題など紛争の火種が多く、さらに、ヨルダンやレバノンにはイラク難民の問題もあるため、安全保障上の安定と復興が最優先の関心事項となっている。このほか、イスラエルについては、科学技術の水準が高い先進国であるため、研究開発の面からの関心を有している。

地中海沿岸地域諸国との関係強化の具体的な形態についても、詳しくは本文を参照されたい。

7～32頁は省略  
(サンプル版のため)

フルバージョンの欧州経済新聞は  
下記よりご購入いただけます。

<http://www.oushu.net/2008b01.php>

カード決済の場合、購入後すぐに  
読むことができます。